

CO-OP火災共済 重要事項説明書

2022.6版

CO-OP火災共済は、くみん共済 coop(以下「当会」)の風水害等給付金付火災共済事業規約および細則、自然災害共済事業規約および細則などと併びます。

契約概要と注意喚起情報について

この重要な事項説明書(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載するものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申込みください。なお、ご契約の内容は商品名に応じた事業規約・細則によって定めます。この重要な事項説明書(契約概要・注意喚起情報)は、契約内容のすべてを記載したものではありません。ご不明な点がございましたら、CO-OP火災共済コールセンターまでお問い合わせ下さい。

【契約概要】…共済商品の内容をご理解いただくための事項。

【注意喚起情報】…ご契約に際して契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項。

用語の説明

【契約者】…当会と契約を結び、契約上の権利・義務を持つ方。出資金を払い込んで組員になることが必要です。

【共済契約関係者】…契約者およびその人と生計を一にする親族をいいます。

【生計を一にする(同一生計)】…日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいいます。同居であることを要しません。

【共済受取人】…共済金受取人は契約者です。契約者が死亡したときの共済金受取人は、契約者の相続人となります。

【支払事由】…共済金が支払われる事由をいいます。

【発効日】…申し込まれた契約の保障が開始する日をいいます。

【共済の目的】…契約により保障されるものとあります。

【共済契約証書】…契約の成立および内容を証するため、契約の内容を記載し、契約者にお届けするものをいいます。

【再取得手続】…被災にあつたものと同程度のものを新たに購入・修復するため必要となる当会が定めた標準的な価額をいいます。

【損壊】…壊れ、破れ、亀裂、傷、傾斜、変形、ずれをいいます。

【床上浸水】…居住の用に供する部分の床面(畳敷または板張等のものをい

い)、土間(たきの種類を除きます)を超える浸水または床面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます)から45cmを超える浸水により、日常の生活を営むことができない場合をいいます。床面以上に土砂が流入した場合を含みます。

1. 契約締結前における確認事項

新規に加入される場合、各都道府県の労済(共済)生協に出資金を支払い、組合員となつていただくことが必要です。出資金は1回につき100円でお願いしています。掛け金とあわせて払い込みください。なお出資金は、契約終了時に出資金返戻請求書のご提出をいただくことにより、お返します。また契約者になれる方は、生協の組合員または組合員と一緒に世帯の方に限ります。

※住宅の契約の場合は、住宅の所有者に契約者となっています。

(1) 共済商品のしくみ [契約概要]

■火災共済 (事業規約名: 風水害等給付金付火災共済)

火災共済は、ご契約の住宅や家財に火災・風水害などの損害が発生した場合、共済金をお支払いします。

契約者は住宅と家財のそれぞれにおいて、住宅は1棟ごとに、家財は1棟の住宅内に収容されている家財ごとに契約します。

住宅と家財を合わせて10口以上加入してください。

■自然災害共済 (事業規約名: 自然災害共済)

火災共済に付帯して加入できます。地震、風水害、盗難などによる損害が発生した場合、共済金をお支払します。

自然災害共済は、火災共済に加入する住宅ごと、家財ごとの加入となります。自然災害共済の加入口数は火災共済と同口数で加入してください。なお、加入できるタイプは大型タイプまたは標準タイプのいずれかの契約のみになり、複数のタイプの加入はできません(住宅1棟に対して複数の契約がある場合には同一タイプに統一して加入ください)。

住宅と家財を合わせて10口以上加入してください。

大規模地震対策特別措置法にもとづく警戒宣言が発令された場合には、当該地域に所在する住宅または家財については、新規・増額契約はお引き受けできません。

■基本保険、任意で付帯できる特約

基本保障

	火災共済 + 自然災害共済	火災共済	火災共済 + 自然災害共済 (マンション構造専用) (風水害保障なしタイプ)
1.火災等	○	○	○
2.風水害等	○	△	×
3.地震等	○	×	○
4.火災共済に 付帯する保障	○	○	△
5.自然災害共済に 付帯する保障	○	×	△

+

任意で付帯できる特約
類焼損害保障特約、盗難保障特約、借家人賠償責任特約

※△は「○」に比べて保障額が少ないと意味します。「×」は保障されません。
※盗難保障特約は、火災共済の住宅契約のみに加入、または、自然災害共済に加入している場合は、付帯することはできません。

※借家人賠償責任特約は、持ち家・貸家の場合は付帯することはできません。
■加入口数
住宅は400口(4,000万円)、家財は200口(2,000万円)までの範囲で、それぞれ定めている加入基準を満たす場合は、20口(2戸単位)で加入できます。
※他の火災共済・保険などに加入されている場合は、他の火災共済・保険などの契約金額を差し引いた額(口数)で加入ください。

(2) 基本保障・共済の目的など

① 基本保障 [契約概要] [注意喚起情報]

火災共済

共済金の種類	共済金をお支払いする場合(支払事由)
火災等共済金	共済の目的に火災等により損害が生じた場合 ※火災等とは…火災、落雷、破裂、爆発、突発的な第三者の直接加害行為(損害額5万円以上)、他人の住居からの水ぬれ、消防作業による冠水・破損、他人の車両の飛び込み、住宅外物からの物体の落下・飛来
風水害等共済金★	共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅に、風水害等により損害が生じ、次の1.または2に該当する場合 1.住宅の損害額が10万円を超える場合(浸水による損害書および住宅外物の損壊を伴わない吹き込み、浸み込み、漏入等による住宅内部のみの損害を除きます) 2.住宅が床上浸水を被った場合 ※風水害等とは…暴雨、風雨、空風、旋風(巣巻含む)、台風、高潮、洪水、豪雨、長雨、雪崩、降雪、降ひょうまたはこれらによる地すべりもしくは土砂崩れ
持ち出し家財共済金(家財契約がある場合)	持ち出し家財について、日本国内の他の建物(アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等もつばら通路に利用されるものを除きます)において火災等による損害が生じた場合
臨時費用共済金★	火災等共済または風水害等共済金が支払われる場合
失火見舞費用 共済金	共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅から発生した火災、破裂・爆発等により、第三者の所有物に奥見付着以外の損害が生じ、見舞金等を現実に自己の費用で支払った場合
水道管凍結修理費用 共済金(住宅の加入口数20口以上の場合)	共済の目的である住宅の専用使用権付共用部分が凍結により損壊(バッキングのみの損壊を除きます)し、共済契約関係者が修理費用を自己の費用で支払った場合
バルコニー等修繕費用 共済金(住宅契約がある場合で、かつ、マンション構造のみ)	共済の目的である住宅の専用使用権付共用部分が火災等により損害を受け、その区分所有建物の管理規約にもとづき共済契約関係者が修繕費用を自己の費用で支払った場合
漏水見舞費用 共済金(マンション構造のみ)	共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅から発生した事故(火災、破裂・爆発等は除きます)を原因として、第三者の所有物に水ぬれ損害が生じ、見舞金等を現実に自己の費用で支払った場合
修理費用共済金★ (マンション構造のみ)	借用住宅に火災等または風水害等により損害が生じ、共済契約関係者が負担賃借契約にもとづき修理費用を自己の費用で支払った場合
住宅灾害死亡 共済金★	火災等共済または風水害等共済金が支払われ、かつ、共済契約関係者がその事故を直接の原因として、事故の日からその日のを含めて180日以内に死亡した場合
風呂の空き見舞金	共済の目的である風呂釜および浴槽が火災に至らない空きにより、次の1.または2に該当する場合 1.風呂釜から浴槽が使用不能になったとき 2.風呂釜が使用不能になったとき
付属建物等風水害共済金★ (住宅の加入口数20口以上の場合)	風水害等により共済の目的である住宅の付属建物または付属工作物に10万円を超える損害が生じた場合

※マンション構造専用(風水害保障なしタイプ)について…前述の★が付いている共済金は、風水害等による損害の場合は対象外となります。

盗難共済金

自然災害 共済	盗難により損害が生じ、かつ、共済契約関係者が所轄警察署に被害の届け出をした場合 1.共済の目的に盗取、損傷または汚損による損害が
自然災害 共済	2.日本国内の他の建物(アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等もつばら通路に利用されるものを除きます)において、持ち出し家財に盗取、損傷または汚損による損害が生じた場合
盗難共済金	3.共済の目的である家財を収容する建物において生じた、通貨の1万円以上以上の盗取または共済契約関係者の名義の預貯金証書の盗取による損害が生じた場合、ただし、預貯金証書の盗取については、次のすべてをみたす場合 (1) 共済契約関係者が、盗取を知った後直ちに預貯金先に被害の届け出したこと (2) 盗取にあった預貯金証書により、預貯金口座から現金が引き出されたこと

生じた場合

自然災害 共済	2.日本国内の他の建物(アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等もつばら通路に利用されるものを除きます)において、持ち出し家財に盗取、損傷または汚損による損害が生じた場合
盗難共済金	3.共済の目的である家財を収容する建物において生じた、通貨の1万円以上以上の盗取または共済契約関係者の名義の預貯金証書の盗取による損害が生じた場合、ただし、預貯金証書の盗取については、次のすべてをみたす場合 (1) 共済契約関係者が、盗取を知った後直ちに預貯金先に被害の届け出したこと (2) 盗取にあった預貯金証書により、預貯金口座から現金が引き出されたこと

自然災害 共済

の事由、8~10の事由により発生した事故の延焼または拡大、発生原因がいかなる場合でも8~10の事由による事故の延焼または拡大、および8~10の事由による秩序の混乱、地震等が発生した日から10日を経過した後に生じた損害(地震等共済金、地震等特別共済金、付属建物等特別共済金)、原因がいかなる場合でも、頭部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状がないものの(傷害費共済金)、物置・納屋・車庫などの付属建物・門・塀・垣・カーポートなどの付属工作物の損害(風水害等共済金、地震等共済金、地震等など)など

※「共済金をお支払いできない主な場合」は、特約等も含みます。

<自然災害共済の共済金が削減される場合>

1.自然災害共済は、当会・交運共済・電通共済生協・教職員共済(以下「自然災害共済実施生協」といいます。)が共同で実施するものです。1回の風水害等による自然災害共済実施生協全体の所定の支払共済金額のあらかじめ定めた次の支払限度額を超過する場合は、お支払いの共済金をその所定の支払共済金額に対する総支払限度額の割合によって削減してお支払いします。なお、2000年5月の制度実施以降、2011年の東日本大震災を含め、支払共済金額が総支払限度額を超えたことはなく、共済金は削減せずに支払いでいます。

(1) 風水害等の支払限度額…600億円

※この額は、1900年以降に発生した過去の風水害等(最大の台風である1959年の伊勢湾台風を含みます。)と同程度の風水害等では概ね削減せずに共済金をお支払いすることでの水準に設定していますが、過去に類をみない超大規模の風水害等については共済金を削減してお支払いする可能性があります。

(2) 地震等の支払限度額…5,500億円

※この額は、1900年以降に発生した過去の地震等(1911年の東日本大震災を含みます。1923年の関東大震災は除外します。)や近い将来発生する可能性のある首都直下型地震、南海トラフ地震(注)のうら東海地震、東南海地震、南海地震などと同程度の地震等であれば概ね削減せずに共済金をお支払いすることでの水準に設定していますが、1923年の関東大震災の地震や南トラフ地震のうち最大規模の地震などのうちに発生する可能性が非常に低い超大規模の地震については共済金を削減してお支払いする可能性があります。

注 南海トラフ地震をいざる震源域とする大規模地震の総称をいいます。

2.当会では大規模な風水害等や地震等に備えて準備金の積み立てを行っていますが、風水害等によってもおなじ所定の共済金をお支払いすることがない場合は、1.にかかわらず、総会の議決を経て、お支払いする共済金の分割払い、お支払いの継続延べ、削減させていただくことがあります。

3.共済金を削減して支払う恐れがあるときは、支払共済金の一部を概算払いし、支払うべき共済金が確定した後に、差額をお支払いさせていただくことがあります。

② お支払いする共済金の額 [契約概要] [注意喚起情報]

P.11~14をご確認ください。

③ 特約の概要 [契約概要]

火災共済に付帯できる特約の概要は次のとおりです。

特約	内容	付帯の条件
借家人 賠償責任 特約	借用住宅の借主(被共済者)の過失で火災・破裂・爆発・漏水等が发生し、借用住宅に損害が生じた場合に付帯できます。 (1) 借用住宅に基本契約の共済の目的である家財が収容されているとき (2) 借用住宅が共済契約関係者の所有でないとき (3) 被共済者と借用住宅の貸主との間で、借用住宅の賃貸借契約または使用貸借契約がされているとき	※被共済者は、借用住宅の借主となります。なお、借用住宅の借主は共済契約関係者でなければなりません。
類焼損害 保障特約	契約している住宅から発生した火災・破裂または爆発により、近隣の住宅およびそこから収容される家財に損害が生じた場合に付帯できます。 ※1物件に1契約とします。	火災共済に30口以上加入している場合に付帯できます。
盗難保障 特約	盗難により損害が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合に共済金をお支払いします(家財のみが保障対象となり、住宅部分については保障の対象外です)。 ※火災共済の住宅契約のみの加入、または、自然災害共済に加入している場合は加入することができません。	火災共済のみの加入で家財に30口以上加入している場合に付帯できます。 ※火災共済の住宅契約のみの加入、または、自然災害共済に加入している場合は加入することができません。

④共済の目的【契約概要】

■住宅

共済契約関係者が所有し、人が居住している日本国内の住宅または事務所・店舗等併用住宅
※共済分に応じて分割して契約し、できるだけ所有者が契約者となってください。

※民泊(住宅を活用して宿泊料を受けて人を宿泊させる営業)物件は、人が居住している建物に該当しないため、加入できません。なお、共済契約関係者が居住される場合には、共済契約関係者がもっぱら居住している部分に限り加入できます。

<事務所・店舗等併用住宅の扱いについて>

事務所・店舗等併用住宅で、次のいずれかに該当する場合には、共済契約関係者がもっぱら居住している部分に限り加入できます。(いすれにも該当しない事務所・店舗等併用住宅の場合は、事務所・店舗等含め住宅全体を対象に加入できます)。

ア.事務所・店舗等部分の面積が居住部分の面積を超える場合
イ.事務所・店舗等部分の面積が20坪以上となる場合
ウ.次の用途を兼ねる住宅

・常時10人以上が業務に従事する事務所・火薬類専門販売業・再生資源集荷業・作業員宿舎・簡易宿泊所・賃座敷・待合・割烹・料亭・キャバレー・ナイトクラブ・バー・スナック・ピアホールその他これらに類するもの、映画館・劇場・遊技娛樂場・工場・作業場(常時5人以上が作業に従事するもの)・倉庫・車庫

<住宅の構造について>

構造区分は3区分です。「建物形態」「柱の材質」「耐火基準」にもとづき決定します。
掛金は構造区分によって異なります。

木造構造	鉄骨・耐火構造	マンション構造
マンション構造に該当しない住宅で下記1.~4.のいずれか	下記1.または2.のいずれか	下記1.または2.のいずれかに該当する住宅
1.下記のいずれかに該当する住宅 ○コンクリート造 ○コンクリートブロック造 ○れんが造 ○石造 ○土蔵造 ○鉄骨造	1.下記のいずれかに該当する共同住宅 ○コンクリート造 ○コンクリートブロック造 ○れんが造 ○石造	1.下記のいずれかに該当する共同住宅 ○コンクリート造 ○コンクリートブロック造 ○れんが造 ○石造
2.耐火建築物(戸建てのみ) 3.準耐火建築物(戸建て・共同住宅) 4.省令準耐火建物(戸建て・共同住宅)	2.耐火建築物の共同住宅	2.耐火建築物の共同住宅

■家財

共済契約関係者が居住する日本国内の住宅に収容される共済契約関係者が所有する家財

*事務所・店舗等併用住宅の場合は、共済契約関係者がもっぱら居住している部分の家財に限ります。

*貸家の場合は家財には加入できません。

■共済の目的でない住宅・家財(抜粋)

ア.通販・預貯金証券、有価証券、電子マネー、貴金属、美術品、自動車およびその付属品、動物・植物等の生物など

イ.事務所・店舗等専用の建物、商業用の商品、器具・備品、設備などを

ウ.稿本、設計図、図案、ひな形、錫型、模型、試作、帳簿などを

エ.データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

オ.空室・別荘等、人が居住していない住宅およびその住宅内の家財

カ.法人名義の住宅

⑤共済期間および保障の開始【契約概要】【注意喚起情報】

■共済期間

共済期間は1年です。同じ内容で引き続き加入する場合の更新方法は下記のとおりです。ただし、更新日にご契約の住宅または家財が、共済の目的範囲外である場合は更新できません。

*事業規約・細則の改正があった場合には、掛金の額、保障内容等*を変更することができます(3.(3)「規約および細則の変更について」をご覧ください)。

*共済金をお支払いする場合(支払事由)および共済金の額、その他契約の内容となるすべての事項

●掛け金を口座振替(口振)により払い込む場合、自動更新となり手続きは不要です。
●掛け金を現金で払い込む場合、当会からお送りする更新案内に従い、お手続ください。

■保障の開始

当会が加入の申し込みを承諾した場合、下記のように契約が成立し保障が開始します。なお、契約承諾の通知は共済契約証書の発行に代えさせていただきます。

●申し込みと同時に初回掛け金を払い込む場合

初回掛け金の払い込まれた日の翌午前零時から保障開始(発効)。

●申込書の提出が初回掛け金の払込日よりも遅い場合は、申込書の受付日(消印日)の翌日午前零時から保障開始します。

●口座振替(口振)により初回掛け金を払い込む場合

初回掛け金の翌日午前零時から保障開始(発効)。

●初回掛け金の返替が回連続してできなかった場合は、申し込まれた契約が成立しません。

⑥共済金請求の時効【契約概要】

共済金の支払事由が発生したときは速やかにご連絡ください。共済金をご請求いただける権利は支払事由の発生した日の翌日から3年間です。詳しくは加入後にお送りする「加入者(契約者)のしおり」でご確認ください。

(3)掛金と払込方法

①掛け金【契約概要】【注意喚起情報】

各共済1口あたりの掛け金および特約の掛け金は次のとおりです。

1 □ あ た り の 単 価	単価表		年払	月払
	年払	月払		
木造構造	70円	6.0円	大型タイプ 標準タイプ	165円 110円
鉄骨・耐火構造	40円	3.5円	大型タイプ 標準タイプ	90円 70円
マンション構造	30円	3.0円	大型タイプ 標準タイプ	80円 60円
	25円	2.5円	大型タイプ 標準タイプ	70円 55円
			年払	月払
木造構造	45円	4.0円	類焼損害 保険特約	2,300円
鉄骨・耐火構造	20円	2.0円	盗難 保険特約	1,100円
マンション構造	15円	1.5円		—

②申込方法【契約概要】【注意喚起情報】

お申し込みは、生協によって次のいずれかの方法となります。ご加入の生協で確認ください。

ア.加入申込書※に初回掛け金を添えて担当者へお渡しいただく方法
イ.加入申込書※の受付後、生協がお知らせした振替日に、ご指定の振替口座から初回掛け金を振り替える方法

※場合により、耐火基準申請書等を含みます。

なお、生協により、火災共済と自然災害共済にそれぞれ50口以上加入する場合のみ、払い込み方法を月払にすることができます。ご加入の生協でご確認ください。

③2回目以降の掛け金の払込方法【契約概要】【注意喚起情報】

掛け金の払込期日は毎年(毎月)の発効応当日の前日の属する月の末日です。なお、掛け金を口座振替により払い込む場合は、口座振替による場合は、年払の場合・払込期日の属する月の26日(取扱金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日)にご指定の口座から振り替えます。

月払の場合…毎月26日(取扱金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日)にご指定の口座から振り替えます。

④掛け金の払込猶予期間【注意喚起情報】

払込期日の翌日から1ヶ月間の猶予期間があります。ただし、掛け金を口座振替により払い込む場合は、払込期日の翌日から3ヶ月の猶予期間があります。払込猶予期間内に掛け金が払い込まれない場合、契約は失効します。

2.契約締結時にご注意いただく事項

(1)告知義務(加入申込書の記入上の注意事項)【注意喚起情報】

加入申込書は当会と契約を結ぶもの、および質問事項を告ぐるものとして重要です。質問事項には正確にお答えください。正確にお答えいただけなかった場合、契約が解除となり、共済金をお支払いできないことがあります。契約者は自分が記入いただき、内容を充分にお確かめのうえ、署名・押印してください。

(2)ケーリングオフ【注意喚起情報】

契約申込者(契約者)は、申込日を含めた8営業日以内であれば書面をもって申し込みの撤回(ケーリングオフ)ができます。

※ケーリングオフをする場合、書面に契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、共済の目的の所在地、ケーリングオフする旨を明記し、署名・押印のうえ、当会に提出してください。詳しくはCO-OP火災共済コールセンターまでお問い合わせください。

3.契約締結後にご注意いただく事項

(1)契約内容に関する届け出【注意喚起情報】

契約者は次の場合、直ちにCO-OP火災共済センターへご連絡ください。ご連絡がないと、共済金をお支払いできない場合があります。

ア.氏名や住所が変更となった場合(指定代理請求人を含む)

イ.火災共済・自然災害共済とともに同様の保障を提供する他の契約に加入了とき

ウ.住宅または家財を収容する住宅の用途や構造を変更、または解体・増改築をするとき

エ.30日以上空室または無人にするとき

オ.共済の目的を移転または変更するとき

カ.共済の目的である住宅の滅失、解体、譲渡、または共済の目的である家財を収容する建物の減少、解体したとき

キ.この契約で保障される災害等以外の原因により損害を受けたとき

ク.共済の目的の範囲外になったとき

ケ.世帯の人数が変わったとき

コ.契約者が死亡したとき

※故意または重大な過失により遅滞なく届け出しなかったとき、または届け出をした場合で当会が契約の継続を承認しない場合は、契約は解除することができます。

※故意または重大な過失により遅滞なく届け出しなかったとき、または届け出をした場合で当会が契約の継続を承認しない場合は、契約は解除することができます。</